

## ***Allen v. Cooper* 事件：最高裁判所、州の著作権侵害に関する免責を認める**

筆者：ルイス・ボーナム (Louis K. Bonham)

*Allen v. Cooper* 事件において、米国最高裁判所は、ほぼ全員一致の判定で、州の著作権侵害訴訟に関する免責特権を取り消した 1990 年の著作権救済明確化法 (Copyright Remedy Clarification Act, “CRCA”) は、アメリカ合衆国憲法修正第 11 条に基づき、違憲であると判示しました。その結果、個々の州と州の諸機関 (州立大学等) は、著作権侵害でほぼ刑罰に問われないことになりました。

背景として、アメリカ合衆国憲法修正第 11 条は概ね、連邦の訴訟に関して、(州が訴訟を承知した場合を除き、) 各州はその主権による免責を享受し得るとしています。しかしながら、多年にわたって、最高裁判所は、議会は、通商条項又は憲法第 1 条の他の規定を基に、連邦法違反に関する、修正第 11 条の免責規定を取り消す権力を有していることを認識しました。1990 年代前半、議会は、州の著作権侵害訴訟に関する免責 (CRCA) 及び特許侵害訴訟に関する免責 (特許及び植物品種保護法、Patent and Plant Variety Protection Act, “PPCPA”) を取り消す法案を可決しました。

しかしながら、数年後、最高裁判所は、[Seminole Tribe of Florida v. Florida](#) 事件において、議会は、極めて制限された状況を除き、修正第 11 条の免責規定を取り消すことが **できな**いと判示しました。1999 年、[Florida Prepaid Postsecondary Education Board v. College Savings Bank](#) 事件において、最高裁判所は、*Seminole Tribe of Florida v. Florida* の判例を適用して、修正第 11 条の免責規定の取り消しに正当な根拠を与えるような、州の特許侵害行為が横行している等の十分な証明が存在していないという理由でその違憲性を判定しました。

更に水を濁らすように、2006 年の [Central Va. Community College v. Katz](#) 事件において、最高裁判所は、連邦破産法との統一性が必要であることから、議会は、破産事件の場合に、修正第 11 条の州の免責特権を取り消すことが **できる**と判示しました。

再び *Allen v. Cooper* 事件に戻ると、Allen は、1718 年にノースカロライナ州沖で沈没した黒ひげの海賊船、アン女王の復讐号 (*Queen Anne’s Revenge*) の回収ドキュメンタリーの画像及び動画の著作権者です。ノースカロライナ州は、Allen の許可なく、彼の動画等を州のウェブサイトアップロードしました。Allen が抗議した後に、ノースカロライナ州は、Allen に 1 万 5 千ドルを支払うことに同意し、Allen の作品に関するそれぞれの権利を記載する契約に着手しました。しかし、ノースカロライナ州は、その後、この契約に違反し、Allen の作品を更に無断で使用しました。Allen は、CRCA によりノースカロライナ州の免責が取り消されたと主張してノースカロライナ州に対し、著作権侵害訴訟を提起しました。ノースカロライナ州は、CRCA の違憲性を主張し、自身の免責を訴えました。地方裁判所は、Allen の主張に同意し、CRCA による、著作権侵害訴訟に関するノースカロライナ州の免責特権の取り消しは正当であるという判決を下しました。しかしながら、中

間上訴 (interlocutory appeal) において、連邦巡回区控訴裁判所は、判決を覆して、*Florida Prepaid Postsecondary Education Board v. College Savings Bank* の判例に基づき、CRCA は違憲であると判示しました。Allen は、最高裁判所に上訴し、最高裁判所は、Allen の請求を受理しました。

最高裁判所の Kagan 判事は、アメリカ合衆国憲法の著作権条項が修正第 11 条の著作権侵害訴訟に関する免責規定を取り消す権限をはっきりと与えているとも言えるという Allen の主張を認めましたが、それにもかかわらず、最高裁判所は、そのような主張は、*Florida Prepaid Postsecondary Education Board v. College Savings Bank* 事件において拒絶されており、特許侵害と著作権侵害の間には、*Florida Prepaid Postsecondary Education Board v. College Savings Bank* の判例に従わずに判断するのに十分な相違が存在していないという判定を下しました。最高裁判所は、「破産法はそれらとは異なる」と述べ、*Central Va. Community College v. Katz* 事件における反対の判決との違いを示しました。

拘束力のない追加コメントとして、最高裁判所は、著作権侵害のレベルが高い恣意的な行為に限定されるが、議会は今後、州の著作権侵害訴訟に関する免責特権を部分的に取り消す新たな法令を可決することができると述べました。勿論、この所見 (Thomas 判事が示したように、法律学的に疑わしいが) は、Allen と、知的財産が州に横領されて何の救済ももらえていない他の著作権者にとってはせめてもの慰めとなるでしょう。

この事件の口頭弁論時に Ginsburg 判事が、州は著作権 (及び特許権) を所有し、侵害訴訟を提起することができるが見苦しいと述べ、我々は思う存分、侵害行為をしながら、如何なる損害賠償から免責特権を享受できるとも述べました (確かに、現在、最高裁判所でペンディング中の事件があり (*Georgia v. public.resource.org*)、その事件では、ジョージア州が州法の公式注釈における自身の著作権を主張し、著作権侵害訴訟を提起しています)。何はともあれ、議会は、判事の示唆を考慮するべきで、州が侵害訴訟に関する自身の修正第 11 条の免責特権を放棄しない限り、州の著作権及び特許権の所有又はそれらに関する訴訟提起を禁ずるべきです。